# 稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和７年7月）

**1　労働災害発生状況　～　令和7年は昨年同期から減少も、新型コロナウイルス感染症を除くと増加傾向　～**

令和7年6月に確認した労働災害件数は8件でした（うち、休業1か月以上は4件）。令和7年の労働災害は6月末現在で42件（前年同期比−7件）ですが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと42件（前年同期比＋6件）となります。

6月に把握した労働災害の中で、休業6か月が見込まれる重大な災害が発生しました。

災害発生状況は、被災者が傾斜のある道に洗浄車（約4トン）を停車し、降車した後、車両の逸走防止措置を十分に講じていなかったため洗浄車が動き出し、とっさに被災者が洗浄車の進行方向前方から制止しようとしたものの止められず、洗浄車とガードレールとの間に下腹部を挟まれたというものです。昨年、道内では、ほぼ同じ状況で、被災者が逸走したトラックの前に回り込み、逸走したトラックと他のトラックとの間に挟まれて死亡した労働災害が発生しています。

車を止められない、と頭では分かっていても、車が急に逸走すると、まずい、と思い反射的に身体が動くことがあります。

同種災害防止のため、**車両を使用する業種、特に運送業・建設業・小売業**の皆様には、**駐車時の車両の逸走防止措置（サイドブレーキ、輪留め等）を徹底**するとともに、**逸走し始めた車は人力では止められないので、慌てても決して車に近寄らず、周囲に退避を警告すべき**である点を、**今一度労働者へ教育**するようお願いします。

**2　労働災害事例**（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

**【建設業】**

・被災者が一人で、クレーン付きトラックのクレーンを使用して荷を運搬していた際、荷の設置場所を調整するため荷に近づいたところ、荷と、荷の近くにあったバックホウとの間に左足を挟まれ骨挫傷を負った。（70代男性、休業30日）

・はしごで降りる際、高さ約90センチのところで足を踏み外して転落、ろっ骨を骨折した。（70代男性、休業3週間）

**【小売業】**

・被災者が傾斜のある道に洗浄車（約4トン）を停車し、運転席を降りてからしばらくして、洗浄車が動き出した。被災者はとっさに洗浄車の進行方向前方に回り込み洗浄車を制止しようとしたものの止められず、洗浄車とガードレールとの間に下腹部を挟まれ、股関節骨盤骨折、内臓損傷等を負った。（50代男性、休業6か月）

**【社会福祉施設】**

・何もないところでつまずき転倒。床に手をつき右小指を骨折した。（60代女性、休業28日）

**○令和7年度全国安全週間を実施します。（令和7年7月1日～7月7日）**

本年も厚生労働省では**「多様な仲間と　築く安全　未来の職場」**をスローガンとして展開いたします。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

詳細は、下記のQRコードにある「令和7年度全国安全週間実施要綱」をご参照ください。

**○「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開しています。（7月は重点取組期間です。）**

熱中症における重篤化を防止するため、労働安全衛生規則に罰則付き法令が追加され、令和7年6月1日に施行されています。**6月は宗谷南部で31度を超える気温が観測され、建設業では軽い熱中症による労働災害報告もありました。**

道北は涼しいので関係がない、と思い込まず、熱中症発生時の措置を予め決めておく等の体制作りをお願いします。

※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

WBGT値（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれること。

先月の労働者死傷病報告書（休業4日以上）の受付状況

| | | |
|---|---|---|
| 製造業 | 1 件 | |
| 建設業 | 3 件 | |
| 道路貨物運送業 | 件 | |
| 林業 | 件 | |
| その他の事業 | 4 件 | （漁業2、小売業1、社会福祉施設1） |
| 計 | 8 件 | |

「令和7年度全国安全週間実施要綱」

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

**ひとくちコラム　労働者死傷病報告の提出（1/4）　休業見込期間＝全治期間？**

「休業見込期間」とは、被災者が再び出勤可能（軽易な作業を含む。）となるまでの見込み期間であり、ケガが治るまでの「全治」期間とは異なります。医師の診断書が「全治2か月」の場合、**そのまま**「休業見込期間2か月」と記入する例がみられますが、**法の趣旨からは適切ではありません**。とはいえ、被災者が精神的にショックを受けて休業が長引くケースもあります。災害防止対策を講じ、回復具合を確認しつつ、無理のない職場復帰への道筋を整えましょう。